

徳島県監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、平成24年度の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年2月20日

徳島県監査委員	西	正	二
同	川	村	廣
同	原	孝	仁
同	元	木	章
同	岩	丸	正

平成24年度

行政監査結果報告書

徳島県監査委員

目 次

第 1	行政監査の趣旨	1
第 2	監査の対象	1
1	監査対象事務及び選定理由	1
2	監査対象機関	1
3	実施時期	2
4	監査の方法	2
5	監査の対象としたもの	2
6	着眼点	3
第 3	毒物劇物等の状況	4
1	県の組織の状況	4
2	毒物劇物等の保有状況	7
3	監査対象機関の状況	11
第 4	監査の結果	22
1	購入及び使用の状況について	22
2	使用及び管理について	23
3	安全対策について	25
第 5	まとめ	27

第1 行政監査の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第2項の規定に基づき、一般行政事務について適正かつ効率的な運営を確保するため、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から行うものである。

第2 監査の対象

1 監査対象事務及び選定理由

監査対象事務は「県の機関における危険物及び毒物劇物等の管理について」とした。

県には、行政目的のため毒物劇物、毒薬劇薬、有害物又は危険物（以下「毒物劇物等」という。）を保有している機関が多数存在するが、毒物劇物等は、その管理方法が関係法令等において厳格に定められており、このため、業務上管理者である県には、法令を遵守した厳格な管理が求められる。

このことに加え本県では、近い将来において「東海・東南海・南海」の三連動地震の発生が懸念されており、大規模災害発生等の非常時には、建物倒壊等の地震そのものの被害に加え、毒物劇物及び有害物等が流出した場合、職員及び周辺住民への健康被害等の、二次災害を誘発するおそれがあることが否定できず、非常時にあっても、その管理体制が万全であることが強く求められる。

このため、本監査においては、毒物劇物等の保管状況及び管理体制等について検証する。

2 監査対象機関

監査を実施するにあたり、徳島県の全ての機関を対象に毒物劇物等の保有状況の調査を行い、その結果をもとに、平成24年3月31日現在の保有量の多い機関の中から、特定の部局に偏らないよう、11機関を選定した。

監査対象とした11の機関は、資料1のとおりである。

資料1 監査対象機関

部局名	機関名
経営戦略部	管財課
商工労働部	工業技術センター
県民環境部	保健製薬環境センター
農林水産部	徳島家畜保健衛生所 水産研究所（美波庁舎）
県土整備部	東部県土整備局徳島庁舎
総合県民局	南部総合県民局保健福祉環境部（阿南保健所庁舎） 西部総合県民局保健福祉環境部（美馬保健所庁舎）
病院局	中央病院
企業局	総合管理事務所（吉野川北岸工業用水道浄水場）
教育委員会	城西高等学校（本校）

3 実施時期

平成24年5月から平成25年2月までの間に実施した。

4 監査の方法

毒物劇物等の管理状況について、監査対象機関から監査調書の提出を求め、提出された監査調書等に基づき、監査事務局職員が行った予備監査の結果をもとに、監査委員が監査を実施した。

なお、監査の過程において、必要に応じ、監査委員が毒物劇物等の管理状況についての現地調査を行った。

5 監査の対象としたもの

（1）毒物劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「毒劇法」という。）が規定する毒物及び劇物

（2）毒薬劇薬

薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）別表第3の毒薬及び劇薬

(3) 有害物

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第3の特定化学物質及び同施行令別表第6の2の有機溶剤

(4) 危険物

ア 消防法の関係

消防法（昭和23年法律第186号）別表第1に規定するものについて，平成23年5月1日から平成24年3月31日までの間で，危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第3に定められる数量（以下「指定数量」という。）を超えて保有した実績があるもの

イ 高圧ガス保安法の関係

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条及び同法施行令（平成9年政令第20号）第1条に規定する高圧ガス

6 着眼点

次に掲げる項目を着眼点とした。

(1) 購入について

ア 必要性や必要量の決定は，適正に行われているか。

イ 購入量は適正か。

(2) 使用及び管理について

ア 法令等に基づき，適正に管理されているか。

イ 取扱のできる職員の範囲は適正か。

ウ 使用量等の確認や検査は，適切に行われているか。

(3) 安全対策について

ア 事件・事故防止のための対策は，適切に講じられているか。

イ 大規模災害発生時等への対策は，適切に講じられているか。

第3 毒物劇物等の状況

県の機関における毒物劇物等の保有状況について、監査を実施するに当たって事前調査を行った結果及び監査対象とした機関の状況については、次のとおりであった。

1 県の組織の状況

県の組織の状況は、資料2のとおりである。

なお、今回の監査を行うに当たっては、業務の内容及び毒物劇物等の保有の実態等を考慮し、徳島県の機関を本庁と本庁以外に分類し、全体の傾向を把握した。

分類の結果、本庁機関が88機関及び本庁以外の機関が148機関となり、徳島県全体の機関数は236機関であった。

資料2 部局及び分類別の徳島県の組織

部局及び分類		課室等	課室数
危機管理部	本庁	危機管理政策課，南海地震防災課，消防保安課，安全衛生課	4
	本庁以外	防災人材育成センター，食肉衛生検査所 動物愛護管理センター	3
政策創造部	本庁	総合政策課，広域行政課，統計調査課，市町村課 地域情報課	5
	本庁以外	東京本部，大阪本部，名古屋事務所， 県立総合大学校本部 自治研修センター	5
経営戦略部	本庁	秘書課，総務課，人事課，職員厚生課，財政課 管財課，税務課，情報システム課，総務事務管理課	9
	本庁以外	東部県税局(徳島庁舎)(吉野川庁舎)(自動車税庁舎)	3
県民環境部	本庁	県民環境政策課，とくしま文化振興課， 国民文化祭課，県民スポーツ課，環境首都課， 環境整備課，環境管理課	7
	本庁以外	保健製薬環境センター，県民環境政策課分室， 県民協働室分室，県民スポーツ課分室， 環境首都課分室	5

(次ページに続く)

部局及び分類		課室等	課室数
保健福祉部	本庁	保健福祉政策課，人権推進課，薬務課，地域福祉課，こども未来課，障害福祉課，医療政策課，健康増進課，長寿保険課	9
	本庁以外	中央こども女性相談センター，徳島学院，障害者相談支援センター，発達障害者総合支援センター，総合看護学校，精神保健福祉センター，東部保健福祉局(徳島庁舎)(徳島保健所庁舎)(吉野川保健所庁舎) 出羽島診療所，人権推進課分室，こども未来課分室	12
商工労働部	本庁	商工政策課，企業支援課，新産業戦略課，労働雇用課，産業人材育成センター，観光政策課，国際戦略課，にぎわいづくり課	8
	本庁以外	工業技術センター，計量検定所，中央テクノスクール，徳島テクノスクール，鳴門テクノスクール，阿南テクノスクール，西部テクノスクール，パスポートセンター	8
農林水産部	本庁	農林水産政策課，農村振興課，農業基盤課，企画研究課，普及教育課，とくしまブランド課，畜産課，水産課，林業戦略課，森林整備課	10
	本庁以外	農業研究所，果樹研究所(本所)(上板分場)，畜産研究所，森林林業研究所，水産研究所(鳴門庁舎)(美波庁舎)，農業大学校，徳島家畜保健衛生所(本所)(阿南支所) 西部家畜保健衛生所(吉野川庁舎)(東みよし庁舎) 東部農林水産局(徳島庁舎)(鳴門藍住)(吉野川庁舎)	15
県土整備部	本庁	県土整備政策課，建設管理課，用地対策課，都市計画課，住宅課，営繕課，河川振興課，砂防防災課，下水環境課，道路政策課，道路整備課，高規格道路課，運輸政策課，交通戦略課，港湾空港課	15
	本庁以外	東部県土整備局(徳島庁舎)(吉野川庁舎)(鳴門庁舎) 横断道路用地推進事務所，下水環境課分室，正木ダム，宮川内ダム	7
監察局	本庁	監察課，評価検査課	2
出納局	本庁	会計課，工事検査課	2

(次ページに続く)

部局及び分類		課室等	課室数
総合県民局	本庁以外	南部総合県民局 津波減災部 企画振興部(美波庁舎)(阿南庁舎), 出納室 保健福祉環境部(阿南庁舎)(美波庁舎) 農林水産部(美波庁舎)(阿南庁舎)(那賀林務庁舎) 県土整備部(阿南庁舎)(美波庁舎)(那賀庁舎) 西部総合県民局 企画振興部(美馬庁舎)(三好庁舎), 出納室 保健福祉環境部(三好庁舎)(三好保健所庁舎), (美馬庁舎)(美馬保健所庁舎) 農林水産部(美馬庁舎)(三好庁舎) 県土整備部(三好庁舎)(美馬庁舎)(一字詰所), (木屋平詰所)	25
企業局	本庁	総務課, 電力課, 工務課	3
	本庁以外	総合管理事務所, 川口ダム, 吉野川北岸工業用水道浄水場	3
病院局	本庁	総務課, 経営企画課	2
	本庁以外	中央病院, 三好病院, 海部病院	3
教育委員会	本庁	教育総務課, コンプライアンス推進室, 施設整備課, 教育戦略課, 教職員課, 福利厚生課, 学校政策課, 特別支援教育課, 人権教育課, 体育学校安全課, 生涯学習政策課, 教育文化政策課	12
	本庁以外	図書館, 博物館, 近代美術館, 文書館, 二十一世紀館, 鳥居龍蔵記念博物館, 総合教育センター, 埋蔵文化財総合センター, 牟岐少年自然の家, 城ノ内中学校, 富岡東中学校, 川島中学校, 城東高等学校, 城南高等学校, 城北高等学校, 城ノ内高等学校, 徳島北高等学校, 城西高等学校(本校)(神山分校), 徳島商業高等学校, 徳島科学技術高等学校, 徳島中央高等学校, 小松島高等学校, 小松島西高等学校(本校)(勝浦校), 富岡東高等学校(本校)(羽ノ浦校), 富岡西高等学校, 阿南工業高等学校, 新野高等学校, 那賀高等学校, 海部高等学校, 鳴門高等学校, 鳴門渦潮高等学校(大津キャンパス)(撫養キャンパス), 板野高等学校, 阿波高等学校, 名西高等学校, 川島高等学校, 吉野川高等学校(本校)(農場), 阿波西高等学校, 穴吹高等学校, 脇町高等学校, 美馬商業高等学校, 貞光工業高等学校, 辻高等学校, 池田高等学校, 三好高等学校, 盲学校, 聾学校, 板野支援学校, 国府支援学校, 鴨島支援学校, ひのみね支援学校, 阿南支援学校(本校)(ひわさ分校), 池田支援学校(本校)(美馬分校)	59

2 毒物劇物等の保有状況

(1) 保有機関等の状況

ア 毒物劇物の状況

県全体の機関の約32.6パーセントに当たる77機関において、毒物劇物を保有していた。

部局別にみると教育委員会が44機関と最も多く、次いで、農林水産部の11機関、総合県民局の8機関となっていた。その他の部局では、最も多い部局でも4機関であり、全て本庁以外の機関が占めている状況である。

なお、政策創造部、県土整備部、監察局及び出納局は、毒物劇物を保有していなかった。

資料3 部局別の毒物劇物の保有機関等（平成24年3月31日現在）

	本庁	本庁以外	計
危機管理部	0	2	2
経営戦略部	0	1	1
県民環境部	0	1	1
保健福祉部	0	2	2
商工労働部	0	4	4
農林水産部	0	11	11
総合県民局	0	8	8
企業局	0	1	1
病院局	0	3	3
教育委員会	0	44	44
計	0	77	77

イ 有害物の状況

県全体の機関の約30.9パーセントに当たる73機関において、有害物を保有していた。

部局別にみると教育委員会が33機関と最も多く、次いで、農林水産部の11機関、総合県民局の10機関となっていた。これに対し、政策創造部、病院局、監察局及び出納局においては、有害物を保有していなかった。

有害物は、毒物劇物に指定されているものと共通しているものが多く、このため部局ごとの有害物保有機関の状況は毒物劇物と類似の傾向を示すが、一部の部局において本庁の機関が有害物を保有していた。

資料4 部局別の有害物の保有機関等（平成24年3月31日現在）

	本庁	本庁以外	計
危機管理部	1	2	3
経営戦略部	1	2	3
県民環境部	0	1	1
保健福祉部	2	4	6
商工労働部	0	4	4
農林水産部	0	11	11
県土整備部	0	1	1
総合県民局	0	10	10
企業局	0	1	1
教育委員会	0	33	33
計	4	69	73

ウ 危険物の状況

(ア) 消防法の関係

消防法の規制を受ける指定数量を超えるA重油，灯油等を保有した実績のある機関は23機関となっており，県全体の機関の約9.7パーセントであった。

部局別の内訳をみると，総合県民局が7機関で最も多く，経営戦略部，病院局及び教育委員会が共に3機関であった。これに対し，危機管理部，政策創造部，県民環境部，監察局及び出納局は，保有していなかった。

保有する機関の多くは庁舎管理を業務としており，空調管理用の熱源発生機等の燃料用に保有しているものであった。

(イ) 高圧ガス保安法の関係

高圧ガスは，県全体の機関の約18.2パーセントの43機関で保有している。

部局別の内訳をみると，農林水産部が最も多く，11機関で保有している。次いで，総合県民局が7機関，教育委員会が6機関となっており，試験研究機関が多い部局において，保有する機関の割合が高くなっていた。これに対し政策創造部，監察局及び出納局は，保有していなかった。

なお，高圧ガスを保有する機関は，危機管理部の1機関を除き，全て本庁以外の機関であった。

資料5 危険物の保有機関等（平成24年3月31日現在）

部局名	消防法関係	高圧ガス
危機管理部	0	4
経営戦略部	3	2
県民環境部	0	1
保健福祉部	1	2
商工労働部	1	4
農林水産部	2	11
県土整備部	2	2
総合県民局	7	7
企業局	1	1
病院局	3	3
教育委員会	3	6
計	23	43

(2) 県全体の保有量

県全体の毒物劇物，有害物，重油等，高圧ガスの保有量は，次のとおりとなっていた。

毒物劇物は，試験研究機関の割合が多い農林水産部，学校教育機関である教育委員会，大量に使用するため多くの在庫を管理している企業局が，その保有量の大部分を占めており，当該3部局で全体の93.7パーセントであった。

有害物については，経営戦略部，総合県民局，保健福祉部等において，多く保有していた。

重油等は，庁舎管理を行っている機関，非常用電源装置を有している機関等で保有しており，これら業務のない危機管理部及び県民環境部では保有していなかった。

また，高圧ガスは，医療機関である病院局，実験演習等の目的で保有している商工労働部及び農林水産部の割合が高くなっている。

資料6 県全体の部局別保有量の状況（平成24年3月31日現在）

部局名	毒物劇物		有害物		重油等	高圧ガス
	キログラム	リットル	キログラム	リットル	リットル	本
危機管理部	2	144	1	280	0	29
経営戦略部	2	0	6,323	3	31,700	4
県民環境部	68	257	7	84	0	67
保健福祉部	9	42	2,291	40	6,000	23
商工労働部	9	12	40	1,037	746	107
農林水産部	679	1,776	211	1,396	4,100	97
県土整備局	0	0	0	14	6,200	25
総合県民局	38	158	3,150	63	94,957	16
企業局	0	5,800	0	108	54,040	2
病院局	4	1	0	0	60,600	323
教育委員会	577	2,512	79	458	18,600	51
計	1,393	10,705	12,285	3,488	276,943	744

(注) 部局ごと及び県全体で集計を行い，その結果生じた小数点以下の数量はそれぞれ切捨てたため，計欄とは一致しない場合がある。

3 監査対象機関の状況

各監査対象機関ごとの状況については次のとおりとなっている。

(1) 管財課

管財課では、本庁庁舎、合同庁舎、公舎の維持管理に関するもののほか、電気・冷暖房等、施設の保守及び管理の全般を業務としている。

庁舎の空調を常に保つため、また、災害等の非常時に備えるため、庁舎の熱源発生機、ボイラー及び自家用発電機の燃料となるA重油は、常に一定量を確保しておく必要があることから、必要に応じ、適宜購入し保管しており、平成24年7月31日現在の保有高は、27,000リットルとなっている。

業務の内容から、毒物劇物、毒薬劇薬は取扱っておらず、また、各種高圧ガスも保有していなかった。

資料7 職員の状況

分類	単位	所属職員数	取扱職員	管理職員
一般職員	人	33	-	1
臨時職員	人	1	-	0
非常勤特別職	人	5	-	0
計	人	39	-	1

(注) 臨時職員とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第2項の規定に基づき任用された職員である。以下同様とする。

資料8 平成24年7月31日現在保有高

	管理単位	製品数	保有量
有害物	キログラム	18m ³	6,000
消防法関係	リットル	-	27,000

(注) 消防法関係の製品数は、指定数量以上のA重油を収納できる構造の本庁庁舎地下タンクピットを調査の対象としたため、「-」とした。

(2) 保健製薬環境センター

保健製薬環境センターは、感染症、食中毒のウイルス、細菌等の検査、医薬品等の品質試験、残留農薬等の検査、有害大気汚染物質等の測定、公共水域や地下水の監視測定等の様々な検査業務を行っている。

これら検査業務に適時適切に対応し、円滑に実施するためには、多種多様な検査を想定し、薬品等を保有することが求められており、あらゆる検査等に備えて薬品類を常備しており、保有している薬品類の種類及び数量ともに多い状況であった。

平成24年7月31日現在の保有高は、毒物劇物が884製品（217,409ミリリットル及び64,901グラム）となっていた。また、検査に使用する各種高圧ガスについても、同様の理由から、必要な種類及び量を保有している。

なお、指定数量を超える危険物は、保有していなかった。

資料9 職員の状況

分類	単位	所属職員数	取扱職員	管理職員
一般職員	人	27	22	7
臨時職員	人	3	3	0
非常勤特別職	人	3	3	0
計	人	33	28	7

資料10 平成24年7月31日現在保有高

	管理単位	製品数	保有量
毒物劇物	ミリリットル	422	217,409
	グラム	462	64,901
毒薬劇薬	ミリリットル	180	180
	グラム	1	25
有害物	ミリリットル	27	7,560
	グラム	336	239,052
高圧ガス	本	78	-

(注) 集計の結果生じた小数点以下の保有量は、切捨てた。

(3) 工業技術センター

工業技術センターは、県内産業の技術の向上及び発展を図るため、研究開発、技術情報の提供、依頼による試験・分析等の業務を行う試験研究機関である。

業務は多岐に及ぶとともに、特に依頼による試験・分析においては、依頼者の多様なニーズに適時適切に対応しなければならないため、検査に必要な薬品を幅広く保有する必要があるため、その結果、毒物劇物も多くの種類を保有している。

また、試験研究目的で各種高圧ガスも保有している。

平成24年7月31日現在、毒物が43製品（960ミリリットル及び5,472グラム）、劇物が595製品（690,230ミリリットル及び125,325グラム）、危険物は505製品（1,404,682ミリリットル及び451,020グラム）、高圧ガスのボンベが162本という状況であった。

資料11 職員の状況

分類	単位	所属職員数	取扱職員	管理職員
一般職員	人	40	35	7
臨時職員	人	2	0	0
非常勤特別職	人	6	0	0
計	人	48	35	7

資料12 平成24年7月31日現在保有高

	管理単位	製品数	保有量
毒物劇物	ミリリットル	402	691,190
	グラム	236	130,797
有害物	ミリリットル	505	849,356
消防法関係	ミリリットル	563	1,404,682
	グラム	123	451,020
高圧ガス	本	162	-

(4) 水産研究所美波庁舎

水産研究所は、時代に即応した新しい水産技術の確立を目指し、業務を行う試験研究機関であり、美波庁舎においては、主に、水産資源を有効に利用するための研究、病害対策等、安全安心な水産物を提供する研究を行っている。

これらの業務を行う上で必要な薬品として、毒物劇物、毒薬劇薬、有害物を保有しており、平成24年7月31日現在の保有量は、毒物劇物が128製品（620,800ミリリットル及び6,455グラム）、毒薬劇薬が5製品（7,000グラム）、有害物が13製品（35,000ミリリットル）のほか、高圧ガスボンベが5本であった。

業務の性質上、常に一定の種類及び量の薬品を確保しておく必要があることから、過去の検査実績、年度計画等を踏まえ、あらゆる状況を想定し、薬品を購入している。

なお、指定数量を超える危険物は、保有していなかった。

資料13 職員の状況

分類	単位	所属職員数	取扱職員	管理職員
一般職員	人	14	6	2
臨時職員	人	0	0	0
非常勤特別職	人	3	0	0
計	人	17	6	2

資料14 平成24年7月31日現在保有高

	管理単位	製品数	保有量
毒物劇物	ミリリットル	97	620,800
	グラム	31	6,455
毒薬劇薬	グラム	5	7,000
有害物	ミリリットル	13	35,000
高圧ガス	リットル	5	67,000

(注) 集計の結果生じた小数点以下の保有量は、切捨てた。

(5) 徳島家畜保健衛生所 (本所)

徳島家畜保健衛生所 (本所) では、主に家畜伝染病の発生予防とまん延防止、家畜の疾病の診断、発生原因の究明等を業務としている。毒物劇物及び高圧ガスは、病性鑑定の際に必要となるため、保有している。

平成24年7月31日現在の保有量は、毒物劇物が123製品 (67,100ミリリットル及び26,625グラム) であった。また、高圧ガスも数種類常備しているが、共に、使用量は少ない状況となっていた。

なお、指定数量を超える危険物は、保有していなかった。

資料15 職員の状況

分類	単位	所属職員数	取扱職員	管理職員
一般職員	人	13	12	4
臨時職員	人	2	0	0
非常勤特別職	人	0	0	0
計	人	15	12	4

資料16 平成24年7月31日現在保有高

	管理単位	製品数	保有量
毒物劇物	ミリットル	45	67,100
	グラム	78	26,625
毒薬劇薬	ミリットル	34	1,375
有害物	ミリットル	64	451,500
	グラム	6	2,525
高圧ガス	本	78	-

(6) 東部県土整備局 (徳島庁舎)

東部県土整備局徳島庁舎では、道路及び河川の整備、工事を実施するために必要な用地の取得、建設した道路等の公共施設が完成した後の施設の維持管理等の業務を行っているほか、空調管理も含めた庁舎の維持管理を行っている。

L P ガス等の高圧ガスを道路舗装、金属類の切断作業等、補修等の目的で購入し、管理しており、平成24年7月31日現在の保有高は、ガスボンベが25本であり、その内容量が383キログラムとなっている。

また、庁舎の空調のボイラー用の燃料として灯油を購入し、庁舎の地下タンクに注入しており、平成24年7月31日の現在高は、1,200リットルとなっていた。

なお、業務の内容及び性質から、毒物劇物、毒薬劇薬、有害物は保有していない。

資料17 職員の状況

分類	単位	所属職員数	取扱職員	管理職員
一般職員	人	140	11	6
臨時職員	人	2	0	0
非常勤特別職	人	32	0	0
計	人	174	11	6

資料18 平成24年7月31日現在保有高

	管理単位	製品数	保有量
消防法関係	リットル	-	1,200
高圧ガス	キログラム	25	383

(注) 消防法関係の製品数は、指定数量以上の灯油を保管する構造の、庁舎地下タンクを調査の対象としたため、「 - 」とした。

(7) 南部総合県民局保健福祉環境部 (阿南庁舎)

南部総合県民局保健福祉環境部阿南庁舎は、地域住民の健康及び衛生を支えるため、公共用水域の水質検査、事業場等の排水検査、食品衛生に関する微生物検査等、各種衛生・環境検査業務を行っており、各種検査を行うために必要な薬品として毒物劇物を購入し、管理している。また、捕獲した野犬等に使用するため、毒薬劇薬を保有・管理している。

これら業務を即時・円滑に進めるため、検査に必要な薬品を常に保有する必要があるため、このため、毒物劇物も多くの種類を保有している。

平成24年7月31日現在、毒物劇物を 113本 (58.318ミリリットル及び7,591グラム) 保有している。また、検査用として高圧ガス、非常時の自家発電機用としてA重油を、それぞれ保有していた。

資料19 職員の状況

分類	単位	所属職員数	取扱職員	管理職員
一般職員	人	46	14	4
臨時職員	人	2	0	0
非常勤特別職	人	34	3	0
計	人	82	17	4

資料20 平成24年7月31日現在保有高

	管理単位	製品数	保有量
毒物劇物	ミリリットル	78	58,318
	グラム	35	7,591
毒薬劇薬	ミリリットル	30	84
有害物	ミリリットル	108	65,068
	グラム	13	4,154
消防法関係	リットル	-	4,910
高圧ガス	本	6	-

(注) 集計の結果生じた小数点以下の保有量は、切捨てた。

(8) 西部総合県民局保健福祉環境部 (美馬保健所庁舎)

西部総合県民局保健福祉環境部美馬保健所庁舎は、地域住民の健康及び衛生を支えるため、公共用水域の水質検査、事業場等の排水検査、食品衛生に関する微生物検査等、各種検査業務を行っており、検査を行う際に必要な薬品として、毒物劇物を購入し管理している。また、捕獲した野犬等に使用するため、毒薬劇薬を保有している。

これら業務を即時に、また円滑に進めるため、検査に必要な薬品は常に保有する必要があり、このため、毒物劇物も一定の種類及び量を保有している。

平成24年7月31日現在の毒物劇物の保有量は、70本(19,400ミリリットル及び7,200グラム)であり、毒薬劇薬は54本(1,309ミリリットル及び690グラム)となっていた。これら毒物劇物等の管理においては、今回監査対象とした機関の中では、毒物劇物の取扱者に対する管理者の割合が、最も高かった。

なお、指定数量を超える危険物及び高圧ガスは、保有していなかった。

資料21 職員の状況

分類	単位	所属職員数	取扱職員	管理職員
一般職員	人	24	10	4
臨時職員	人	1	0	0
非常勤特別職	人	4	3	0
計	人	29	13	4

資料22 平成24年7月31日現在保有高

	管理単位	製品数	保有量
毒物劇物	ミリリットル	44	19,400
	グラム	26	7,200
毒薬劇薬	ミリリットル	39	1,309
	グラム	15	690
有害物	ミリリットル	33	13,000
	グラム	3	600

(9) 企業局総合管理事務所 (吉野川北岸工業用水道浄水場)

吉野川北岸工業用水道浄水場は、吉野川北岸下流区域への工業用水の供給を事業としており、毒物劇物は、濁水処理の過程における水質の酸性中和剤として利用している。一度に多量の薬品を使用するため、多くの在庫を保有している。

また、商用受電設備が停電した場合に備え、予備電源設備であるガスタービン発電設備を設置しており、その燃料として、危険物 (A重油) を使用しているため、常に一定量を確保している。このほか、機械工作物の点検作業のため必要な薬剤 (危険物) も、少量保有している。

平成24年7月31日現在の保有量は、毒物劇物が5,800リットル、有害物が36リットル、A重油が9,510リットルとなっていた。

なお、毒薬劇薬及び高圧ガスは、保有していなかった。

資料23 職員の状況

分類	単位	所属職員数	取扱職員	管理職員
一般職員	人	68	24	3
臨時職員	人	0	0	0
非常勤特別職	人	4	4	0
計	人	72	28	3

資料24 平成24年7月31日現在保有高

	管理単位	製品数	保有量
毒物劇物	リットル	1	5,800
有害物	リットル	2	36
消防法関係	リットル	2	9,510

(10) 中央病院

中央病院は、県立病院では最も規模が大きく、入院及び外来患者も多いため、多くの種類及び量の毒薬劇薬を保有している。また、細菌及びウイルス等の病理検査を行うために必要となる毒物劇物、ボイラー用燃料としてのA重油、医療用目的で使用するための各種高圧ガスを保有している。

公的医療機関としての性格から、必要な時に在庫がないという状態は避けなければならない、必要とされる量を早期に購入するようにしている。このため、在庫量は多めとなっている。

平成24年7月31日現在の保有量は、毒物劇物が53製品（3,236ミリリットル及び38,724グラム）、A重油が32,500リットル、各種高圧ガスのボンベが208本（内容積の合計が1,311リットル）となっている。

資料25 職員の状況

分類	単位	所属職員数	取扱職員	管理職員
一般職員	人	597	23	8
臨時職員	人	102	1	0
非常勤特別職	人	62	2	0
計	人	761	26	8

資料26 平成24年7月31日現在保有高

	管理単位	製品数	保有量
毒物劇物	ミリリットル	8	3,236
	グラム	45	38,724
毒薬	ミリリットル	1,136	55,923
消防法関係	リットル	-	32,500
高圧ガス	リットル	208	1,311

- (注) 1 集計の結果生じた小数点以下の保有量は、切捨てた。
2 毒薬劇薬は、平成24年3月31日現在の毒薬の量を記載した。

(11) 城西高等学校

城西高等学校は、農業関係の学科を有する県立学校であり、学校が所有する実習農場等において、野菜、果樹、草花等を栽培している。栽培の過程においては、農薬が必要となるため、一定量を保有しており、毒物劇物農薬も購入し使用している。

また、理科の授業においても、実習及び実験に必要な薬品として毒物劇物を購入し、使用している。

平成24年7月31日現在の保有量は、毒物劇物が86製品（2,290ミリリットル及び44,530グラム）となっている。

なお、指定数量を超える危険物、高圧ガス及び毒薬劇薬は、保有していない。

資料27 職員の状況

分類	単位	所属職員数	取扱職員	管理職員
一般職員	人	67	18	2
臨時職員	人	0	0	0
非常勤特別職	人	12	1	0
計	人	79	19	2

資料28 平成24年7月31日現在保有高

	管理単位	製品数	保有量
毒物劇物	ミリリットル	5	2,290
	グラム	81	44,530
有害物	グラム	22	16,520

第4 監査の結果

監査の結果は、次のとおりであった。

なお、監査の過程において改善等がなされた場合においても記載している。

1 購入及び使用の状況について

(1) 毒物劇物について

監査対象機関及び県の全機関における、平成23年度の毒物劇物の購入量及び使用量については、次のとおりとなっていた。

資料29 平成23年度の毒物劇物の購入量及び使用量

	購入量		使用量	
	重量管理(kg)	容量管理(ℓ)	重量管理(kg)	容量管理(ℓ)
県の全機関の平均	10	296	4	315
監査対象機関平均	24	971	16	1,054

集計の結果生じた小数点以下の保有量は、切捨てた。

監査対象とした機関は、規模が大きい試験研究機関が多く、県平均と比較して購入量及び使用量のいずれも、多くなっていた。

購入品目及び購入数量の決定に当たっては、いずれの機関も担当課が業務を行う上で適正量を確保しておく必要があったためとしているが、監査対象機関及び県平均とも、重量で管理している薬品の購入量が、使用量を上回っている結果となった。

必要のない毒物劇物の購入は、結果的に長期在庫を生じさせるとともに、購入した毒物劇物の適正な管理が求められることから、今後は長期保有在庫を少なくし、年間の使用量が少ない薬品を購入する際には、事故防止等の管理の省力化を図るためにも最小単位で購入する等、今後とも適正に処理するよう努める必要がある。

(2) 危険物について

危険物は、城西高校を除く全ての監査対象機関で保有していた。

内容を分類すると、酸素ガス等の高圧ガス保安法の規制を受けるもの、A重油等の消防法の規制を受けるものの、二つに分類される。

主な購入目的は、庁舎の熱源発生機及び非常用発電機の燃料、医療、研究、道路施設の維持管理への利用等であった。

全ての監査対象機関において、一定量のボンベを常備し、使用済みとなった都度ガスを充填していること、燃料タンクの一定量を消費した時点で一定量を購入するようシステム化していること等、機関ごとに、一定の基準に従い購入しており、適正であると認められる。

(3) 有害物について

有害物とされているものについては、有害物を保有する全ての監査対象機関において、毒物劇物に準じた管理を行っていた。

しかし、毒物劇物と同様、長期在庫が発生している機関もあることから、購入計画を検討し、必要な見直しを行い、長期在庫を減らせられるよう努める必要がある。

2 使用及び管理について

(1) 毒物劇物の管理について

毒物劇物を取り扱う県の機関は、毒劇法において「業務上取扱者」とされている。

毒劇法は、業務上取扱者に対し、毒物劇物の盗難・紛失、流出・漏洩を防止するため必要な措置を講じること及び容器や貯蔵場所への適切な表示を行うことを義務づけている。

これらのことが遵守されない場合には、被害が容易に発生し、拡大するおそれがあることから、業務上取扱者は、毒劇法を遵守した適正な取扱いが求められる。

しかし、毒物劇物の使用及び管理について検証したところ、次のとおりの事例が見受けられた。事故を未然に防止する観点からも、より厳格な管理態勢を構築する必要がある。

ア 管理責任者について

毒物劇物の管理責任者については、毒物劇物を保有する全ての監査対象機関において、選任されていた。また、各担当等、部署ごとに管理責任者を選任している機関もある等、それぞれの規模に応じた管理態勢が構築できていた。

法令上、管理責任者に関する義務等は定められていないものの、保管場所等の施設、管理簿の適正管理等、管理責任者には、より大きな役割が求められている。

これらの視点から、管理者による管理記録簿及び在庫の照合確認の状況について検証したところ、平成23年5月1日から平成24年7月31日までの間において、当該確認作業を行っていなかった機関が、複数認められた。

盗難・紛失の適時把握等、緊急時の対応に備えるためにも、在庫量を正確に把握することが必要であり、管理記録簿は、そのための手段として有効であること

から，購入，使用の都度記録する等，適正に整備するとともに，管理記録簿の在庫量及び実際の在庫数量の照合を定期的に行うよう努める必要がある。

イ 保管場所への表示について

毒物劇物は，毒劇法第22条第5項において準用する同法第11条及び第12条において「毒物劇物営業者等は，毒物又は劇物が盗難にあい，又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない」こと，「毒物又は劇物を貯蔵等する場所に毒物の場合は，「医薬用外毒物」，劇物の場合は，「医薬用外劇物」の文字を表示しなければならない」ことが定められている。

しかしながら，毒物又は劇物を保有しているにもかかわらず，一部の監査対象機関において，盗難のリスクを回避するため等の理由から，「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の表示をしていない実態が認められた。

毒劇法において表示を義務づけているのは，表示することにより，毒物劇物の保管管理の徹底を図ることを目的としているためであることから，今後は，適正に表示する必要がある。

ウ 長期保有について

監査対象とした全ての機関において，平成22年度以前から保管している薬品が複数存在することが認められ，このうち，平成18年度以前に購入したものを保有している機関及び購入年度が不明であることを保有している機関も認められた。

また，適時の廃棄処分も検討する必要があるが，一部の機関においては，処分に要する予算を確保できないことから，使用する見込みがないにもかかわらず，処分できないまま長期間保有し，管理し続けている実態も見受けられた。

毒物劇物は，毒劇法等により厳しく取扱の基準が定められており，特に，盗難や危険防止については，厳重な対策が求められる。盗難や危険防止等のリスクを回避するためにも，今後使用する見込みのない毒物劇物等については，速やかに廃棄するよう努める必要がある。

(2) 危険物及び有害物の管理について

危険物及び有害物は，労働者の安全と衛生についての最低基準を定めた労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等により，取扱の基準が定められているが，毒物劇物と異なり，自らが保管し，使用する目的であるものにあっては，製品そのものの管理に関する定めはない。

しかし，危険物及び有害物とされているものの中には，毒物劇物であるものも多いことから，毒物劇物と同様，厳格に取扱うことが求められる。

監査対象とした全ての機関において、危険物及び有害物の取扱いにおける管理責任者を選任していたが、他の機関と比較した場合、確認回数が少ないといった機関も存在した。このため、定期的な在庫等の確認等、所要の検討を行い、引き続き厳格に取り扱う必要がある。

3 安全対策について

本県では、近い将来において、「東海・東南海・南海」の三連動地震の発生が懸念されており、大規模災害発生等の非常時には、毒物劇物等の流出が二次被害を誘発するおそれがあることから、毒物劇物等の管理体制が万全であることが、強く求められている。

このことについて、事件及び事故防止への取組状況、大規模災害発生時の対策状況等の視点から監査を行ったところ、次のとおりの結果であった。

(1) 非常時の想定について

監査対象とした機関は全て、災害時の対応に関するマニュアル等を整備していた。しかし、制定又は改定されてから期間が経過し、現在の状況での見直しが必要と目されるものも認められた。

平成25年1月11日に地震調査研究推進本部から発表された、今後30年以内に東海地震が発生する確率は、88パーセントとなっており、また、本県においても東海・東南海・南海の三連動地震等の大規模災害が懸念されており、的確な対応が求められている。

毒物劇物は、流出する等の事故が発生した際には、健康被害を誘発する等、多大な被害を招くため、災害時の対応を十分検討し、事故を最小限に抑えるよう備えることが求められている。また、マニュアルに基づく災害対応訓練等も重要となることから、併せて検討されたい。

(2) 安全確保措置について

毒物劇物の安全管理については、毒劇法第11条第2項において、「業務上取扱者は、毒物劇物等が研究所等の外に流出すること等を防ぐのに必要な措置を講じなければならない。」旨が定められている。また、徳島県においても、平成24年3月に策定した「とくしま - 0 作戦」地震対策行動計画において、「平成24年度末までに全県有施設でキャビネット等家具類の固定を実施する。」との目標を盛り込むとともに、平成24年3月6日付け「県有施設におけるキャビネット等の転倒防止対策について」により、キャビネット等の転倒防止対策を徹底する旨が通知されていると

ころである。

しかし、一部の毒物劇物等保管庫において、転倒防止金具等による壁・床への固定等の転倒防止措置が未了であった実態が認められた。また、転倒防止措置は講じているものの、保管庫内部に、仕切り等による容器の飛び出し防止措置、薬品の転倒落下防止措置が未了であった事例が見受けられた。この原因については、予算を確保できなかったからとしているが、災害時の薬物事故発生を考え合わせると、厳重な安全管理が求められるため、斯かる実態は適正ではない。

今後、全ての保管庫に転倒防止金具を設置することはもとより、容器の衝突による破損を防ぐことのできるトレイによる保管等、検討されたい。

(3) 防犯対策について

毒物劇物を保管する場所は、盗難等を防ぐため、毒物劇物以外のものを保管する場所と明確に区分された毒物劇物専用のものでし、施錠設備等のある堅固な施設とするとともに、敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずることとされている。(昭和52年3月26日付け薬発第313号厚生省薬務局長通知)

このことを踏まえ、毒物劇物の保管施設の状況について検証したところ、専用の施錠ができる保管庫により管理している機関、保管庫に施錠はできないものの、保管している部屋を施錠できるようにしている機関等、様々な実態であったが、鍵の掛からない場所で毒物劇物を管理している機関はなく、また、薬品棚等は、執務室等に設置している等、外部の者が容易に近づけない状態であり、概ね適正であるといえる。

第5 まとめ

今回の監査においては、災害発生時に向けた備えという視点から、毒物劇物等の保管態勢の妥当性について確認を行ったが、現在のところ、概ね適正に管理できていること、また予備監査で不備が認められた機関にあっても、改善がなされていることが確認できた。

しかしながら、大規模災害の発生確率が年々高まっている状況の中、公共サービスの主体である徳島県にとっては、災害時における毒物劇物等の流出等による二次災害防止を図るといった公共的使命を負っており、このため、より厳重な安全対策が求められている。安全対策に限りはないことを念頭に、安全適正な管理態勢を構築し、今後とも維持されるよう、期待するものである。

なお、今回の監査は9部局11機関において実施したが、当該機関以外にも毒物劇物等を保有し、管理している機関が資料3、資料4及び資料5のとおり存在する。

これら機関についても、本監査結果を踏まえ、毒物劇物等の管理態勢を再度検証し、同様の事例が認められた際には、速やかに改善を図り、今後とも、安全適正に毒物劇物等が管理されることを望むものである。

(参考資料)

毒物及び劇物の保管管理について

昭和五二年三月二六日 薬発第三一三号
各都府県知事あて厚生省薬務局長通知

毒物又は劇物(以下「毒劇物」という。)の指導等についてはかねてよりご高配を煩わしているところであるが、本年当初より青酸ナトリウムに係る一連の事件が発生していることから、毒劇物の保管管理の徹底を期するため毒劇物の製造業者、輸入業者、販売業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、左記の措置が講じられるよう指導されたい。また、毒劇物の譲渡手続及び交付の制限の遵守並びに毒劇物の盗難又は紛失時の警察署への届け出の励行等についても併せてご指導願いたい。

記

- 1 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)第十一条第一項に定める措置として次の措置が講じられること。
 - (1) 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のもので、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。
 - (2) 貯蔵、陳列等する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。
- 2 毒物劇物取扱責任者の業務については、昭和五十年七月三十一日薬発第六六八号薬務局長通知「毒物劇物取扱責任者の業務について」により示されているところであるが、さらに毒劇物授受の管理、貯蔵、陳列等されている毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じたの使用量の把握を行うよう指導されたいこと。

なお、特定毒物研究者についても同様の措置を講ずるよう指導されたいこと。
- 3 法第二十二条第五項に定める者についても毒劇物を貯蔵、陳列等する設備等の保守点検を十分行うとともに、前記2の措置を講ずるよう指導されたいこと。